

中小企業を応援します

最新の施策・情報をお届けします

中小企業向け支援策



ver.03
(拡大版)

ガイドブック

政府では、平成23年度補正予算により、災害からの復旧を目指す中小企業者の皆さまに向けて、資金繰りの支援などをより拡充・強化し、お力になれるよう、最大限努力してまいります。

震災対応の
金融制度を
大幅に拡充します。

震災で被害を受けた
事業用の施設などの
復旧・整備を支援します。

このガイドブックに掲載する情報を含め、どこに相談したらよいのか、お困りの皆さま、「[中小企業電話相談ナビダイヤル](#)」まで、お電話ください。

0570-064-350

(9:00 ~ 17:30) (土日・祝日を含めて実施)

※土日・祝日には、一部の地域では管轄以外の経済産業局につながる場合があります。

平成23年5月2日
中小企業庁

事業用施設の復旧・整備支援

1. 中小機構による仮設店舗、仮設工場の整備

概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構（「中小機構」）が、東日本大震災の被災地域において、事業活動を再開する複数の中小企業者の皆様にご入居いただく仮設施設（店舗・事務所・工場等）を整備して、市町村に一括して貸与します。

市町村が入居者及び入居条件を決定して、中小企業者の皆様にお貸しします。

標準的な施設仕様

（出来るだけ早期かつ多くの方々への提供のために、標準的な仕様での整備をお薦めしています。）

①建物の形式

工場で規格部材を製造し現地で組立てる「システム建築」方式による整備（軽量鉄骨造など、鋼板屋根、組立パネル壁、合板床（耐荷重 290Kg/ m²程度）またはコンクリート床）

②区画面積

早期に多数の皆様にご入居いただくために、店舗・事務所は 50 m²程度／区画、工場は 100 m²程度／区画を想定していますが、具体的には市町村と中小機構で協議して決定します。

③装備

電 源：単相（低圧）電力（必要に応じて三相（動力）電力）

上水・排水：1区画あたり1カ所の給水口・生活排水口

電 話：電話回線引込口設置（回線契約は入居者が行って下さい）

トイレ：施設全体で1カ所の共同水洗トイレ

入居条件等

- ① 入居条件は市町村が決定しますが、賃料は原則無料とする予定です。（水道光熱費は入居者にご負担頂きます。）
- ② 市町村の判断により、中小企業以外に商工会・商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合、大企業や被災されていない企業等にも入居いただける場合があります。
- ③ 用地は市町村にご用意頂きます。（民有地や国有地等の活用も可能です）

設備に対する支援

必要な設備を導入する場合は、前掲（7頁～）の資金繰り支援策をご利用ください。

また、中小機構の仮設施設に入居される中小企業者の方に対して、県の中小企業支援機関から、設備資金を無利子で貸し付ける制度も活用いただけます。貸付条件は、次頁(2)高度化スキームによる貸付と同じです。（今後、事業実施の準備のできた県において、受付が行われます。）

仮設でない貸店舗、貸工場等についても、今後、整備していく予定です。

お問い合わせ
ご相談はこちら

中小機構（中小企業復興支援センター、関東支部、震災緊急復興事業推進部）へ。P.30